

鎌倉市告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づく道路の区域の変更及び同条第2項の規定に基づく道路の供用の開始を行ったので告示します。

関係図面は、都市整備部道水路調査課において令和8年（2026年）10月20日から令和8年（2026年）11月3日まで一般の縦覧に供します。

令和8年（2026年）10月20日

鎌倉市長 松尾 崇



1 市道路の区域の変更

変更前

整理 番号	道路の種類 及び路線名	変更の区間					
		起 点		終 点		幅 員 (m)	延長 (m)
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番		
5	市道209-040号線	植木字相模陣	531番2	植木字相模陣	532番4	2.727～2.865	17.41

変更後

整理 番号	道路の種類 及び路線名	変更の区間					
		起 点		終 点		幅 員 (m)	延長 (m)
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番		
5	市道209-040号線	植木字相模陣	531番2	植木字相模陣	532番1	2.755～3.420	17.41

2 市道路の供用開始

整理 番号	道路の種類 及び路線名	供用開始の区間			
		起 点		終 点	
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番
5	市道209-040号線	植木字相模陣	531番2	植木字相模陣	532番1